

令和4年11月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ワ)第258号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和4年9月8日

判 決

5 岡山県笠岡市中央町1番地の1  
原告 笠岡市  
同代表者市長 小林嘉文  
同訴訟代理人弁護士 小寺立名  
同 山下宗一郎

10 岡山県笠岡市中央町1番地の1  
被告 笠栄会  
(以下「被告旧笠栄会」という。)  
同代表者 妹尾博之

15 岡山県笠岡市中央町1番地の1  
被告 新政みらい  
同代表者 天野喜一郎  
上記兩名訴訟代理人弁護士 大熊裕司

岡山県笠岡市中央町1番地の1  
被告 親潮

20 岡山県笠岡市中央町1番地の1  
被告 笠栄会  
(以下「被告新笠栄会」という。)  
上記兩名特別代理人 佐竹哲児

主 文

25 1 被告旧笠栄会は、原告に対し、33万6411円及びこれに対する令和2年  
12月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

- 2 被告新政みらいは、原告に対し、24万円及びこれに対する令和2年12月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 被告親潮は、原告に対し、20万9945円及びこれに対する令和2年12月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 5 4 被告新笠栄会は、原告に対し、181万0062円及びこれに対する令和2年12月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 5 5 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 6 6 この判決は、仮に執行することができる。

### 事 実 及 び 理 由

#### 10 第1 請求

主文1～4項と同旨

#### 第2 事案の概要

本件は、普通地方公共団体である原告が、笠岡市議会の会派である被告らに対し、平成27年度から平成30年度分の政務活動費を交付したところ、その一部につき政務活動費を充てることのできない経費に充てたと主張して、不当利得返還請求権に基づき、政務活動費の交付額から適正な支出と認められる額を控除した残額及びこれらに対する令和2年12月1日（返還期限の翌日）から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

#### 20 1 関係法令等の定め（本件に関連する部分のみ抜粋する。）

##### (1) 地方自治法100条

ア 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない

い。(14項)

イ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。(15項)。

ウ 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする(16項)。

(2) 笠岡市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年市条例第2号。以下「本件条例」という。ただし、後記オ及びキについては、平成28年条例第30号による改正後のもの。甲1の1~1の3)

ア (目的) 1条

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、笠岡市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

イ (交付対象) 2条

政務活動費は、笠岡市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

ウ (交付額及び交付の方法) 3条

会派に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当会派の所属議員の数に月額45,000円を乗じて得た額を6箇月を1期として年2回交付する(1項)。

エ (政務活動費を充てることができる経費の範囲) 5条

(ア) 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する

(1項)。

(イ) 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする(2項)(以下、これらの経費に関する定めを「使途基準」という。)

5 オ (収支報告書等の提出) 7条

(ア) 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)に、当該支出に係る領収書又はこれに準ずる書類(以下「領収書等」という。)を添付し、議長に提出しなければならない(1項)。

10 (イ) 前項の収支報告書及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない(2項)。

15 (ウ) 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから14日以内に第1項の収支報告書等を提出しなければならない(3項)。

カ (政務活動費の返還) 8条

20 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

キ (透明性の確保) 10条

議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書等について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

25 ク 別表(第5条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

2 前提事実（当事者間に争いがない事実又は後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、普通地方公共団体である（争いがない）。

イ 被告らは、笠岡市議会の会派（権利能力なき社団）である（争いがない）。

ウ 被告旧笠栄会は平成24年5月1日に、被告親潮は平成27年5月20日に、それぞれ結成され、いずれも平成28年4月28日に議員の任期満了に伴い解散した。

被告新笠栄会及び被告新政みらいは平成28年5月1日に結成され、その後、解散した。

被告親潮及び被告新笠栄会の代表者は亡山本俊明（以下「山本議員」という。）であったが、同人は令和3年5月23日に死亡した。

（弁論の全趣旨）

(2) 被告らへの政務活動費の交付等

ア 原告は、前記1の地方自治法及び本件条例の規定に基づき、別紙1ないし8（以下「各別紙」という。）の欄外「対象会派」に記載の各被告に対し、「対象年度」に記載の各年度（平成27年度から平成30年度まで）の政務活動費として、各別紙の「収入」の項の「会派合計額」欄記載の各金額の金員を交付した（争いが無い）。

イ 被告らは、前記アの政務活動費について、各別紙の「支出」の項中、「費目等」欄及び「会派合計額」欄（その内訳は「内訳」欄及び「内訳充当額」欄）記載のとおり、各費目に充当したとして、笠岡市議会議長（以下、単に「議長」という。）に収支報告を行った（争いが無い）。被告新政みらいは、平成30年度の収支報告の際、原告に対し、政務活動費の残余として2万0269円を返還した（弁論の全趣旨）。

ウ 笠岡市監査委員は、地方自治法199条6項に基づき、笠岡市長から政務活動費の執行に関する事務監査の要求を受けて、監査を行い（以下、この監査手続を「本件監査手続」という。）、令和2年10月26日、各別紙の「査定理由」欄記載の理由により、「不適正額」欄記載の金額の支出（以下「本件各支出」という。）について、使途基準に適合しないものと認定した（争いが無い〔甲3〕）。

原告は、上記監査結果を受け、令和2年10月27日、返還期限を同年11月30日と定め、被告親潮に対して20万9945円、被告旧笠栄会に対して33万6411円、被告新笠栄会に対して181万0062円、被告新政みらいに対して24万円の返還をそれぞれ求めた。被告らは現在

5  
(3) 笠岡市政務活動費運用指針の定め

笠岡市議会は、平成27年4月、笠岡市政務活動費運用指針（以下「運用指針」という。）を作成し、政務活動費の使途に関する基準を定めており、その内容は以下のとおりである（本件に関連する部分のみ抜粋する。）。運用指針は平成29年4月に一部改正されたが、以下で抜粋する部分の内容に変更はない。（甲2の1、2の2）

10  
ア 「第1章 政務活動費交付制度の概要」

「5 政務活動費に充当する際の基本的な考え方」

15  
（ア） 実費弁償の原則

政務活動費に充当する額は、会計帳簿等の証拠書類により、その支出が確認できるもので、政務活動に実際に要した経費（実費）とするという原則。

ただし、その額は、社会通念上妥当な範囲のものとする。

20  
（イ） 按分充当の考え方

議員活動は、政党活動、選挙活動、後援会活動等と一体的になされることも多く、明確に分離できない場合もある。そういった場合には、実態に合わせた適切な業務割合で按分し、按分した額をもって政務活動費に充当すべきという考え方。

25  
イ 「第2章 経費別使途基準」

「10 事務所費」

会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

(事務所の賃借料、管理運営費等)

細事項	使途基準
事務所の要件	<p>事務所費を支出できる「事務所」の要件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①政務活動が実際にそこで行われている。</li><li>②外見上、事務所として認識できる形態を有している。 (例：看板、表示、ポスト)</li><li>③事務所としての機能を有している。 (例：事務スペース、事務用品)</li><li>④連絡機能が整っていること。(例：連絡要員)</li></ul>
賃貸借契約等の形態	<ul style="list-style-type: none"><li>①原則として議員個人が契約主体となり、賃貸借契約書が作成されていること。</li><li>②後援会事務所や政党支部事務所等との共用の場合は、可能な限り賃貸借契約、ガス、水道、電気、電話等の契約を分離することが望ましい。</li><li>③後援会名義等で賃借し、後援会等業務に使用している事務所を、政務活動にも使用する場合、政務活動を行う事務所と判断できれば充て可能とするが、毎年度当初に議員と後援会等との間で、使用契約書、覚書又は協定書等の形で明記しておき、それに基づいて支出すること。その場合は、後援会等からの請求書・領収書のほか、全体額が明らかになる書類を整える必要がある。</li></ul>
取得・修繕等	<p>事務所として使用する不動産の取得、建築工事、修繕、清掃等環境整備への支出はできない。</p>



自宅等	名義に関わらず、自宅の場合は、賃借料の支出はできない。また、その他自己所有物件についても、賃借料の支出はできない。光熱水費は、家族用と契約を分離するか、按分により支出する。
親族所有物件の借上料	2親等以内の親族(配偶者を含む)又は生計を一にする親族が所有する物件の賃借料への支出はできない。
関連法人所有物件の借上料	賃借料への支出は可能である。 ただし、次の点に留意する。 ①賃貸借契約書が作成されており、口座振込や領収書等の証拠書類が発行されるなど適切な処理がされている。 ②法人の会計処理上、収入として計上され適切な処理が行われている。
按分	当該事務所が、政務活動以外にも使用されている場合は、別表「按分方法」(省略)により費用を按分し、支出する。

### 3 争点及び当事者の主張

本件の争点は、被告らの当事者能力の有無(争点1)、本件各支出が用途基準に適合しないものであるか否か(争点2)、権利濫用ないし信義則違反の有無(争点3)である。

#### (1) 争点1(被告らの当事者能力の有無)について

(原告の主張)

被告らはいずれも権利能力なき社団であり、当事者能力を有する。

(被告旧笠栄会及び被告新政みらいの主張)

被告らは、既に解散して現存しない会派であり、財産を承継する者もいな

いから、当事者能力を有さない。

(2) 争点2 (本件各支出が使途基準に適合しないものであるか否か) について  
(原告の主張)

各別紙の「査定理由」欄記載のとおりである。

5 山本議員のガソリン代 (各別紙の「分類番号」欄に1と記載のある支出。  
以下、同欄の番号を用いて、単に「分類番号1」などと表記する。)、イン  
ターネット利用料 (分類番号2の支出)、テレビ受信料及びNHK受信料 (分  
類番号6の支出) については、山本議員は運用指針の按分割合を超えて充当  
しているところ、政務活動に使用していたことについての特段の根拠は示さ  
10 れておらず、日常の生活費等も政務活動費で補填していることとなるから、  
2分の1の割合で按分した額を超える部分は使途基準に適合しない。

山本議員、妹尾博之議員 (以下「妹尾議員」という。) 及び天野喜一郎議  
員 (以下「天野議員」という。) の事務所賃借料 (分類番号5、9及び10  
の支出) については、運用指針のとおり、自己所有物件や自宅、2親等以内  
15 の親族の所有する物件に係る賃借料の支出に当たり、自己契約あるいは実質  
的に議員の利益になる支出であるから、政務活動との合理的関連性は認めら  
れない。

(被告親潮の主張)

ア 山本議員のガソリン代 (分類番号1の支出) について

20 山本議員は、議員活動で使用する車両とは別の車両を所有しており、分  
類番号1のガソリン代に係る車両は、専ら政務活動のための移動や、交通  
量、工事規制、イベント等による車や人の状況について常に観察するなど  
の政務活動のために使用していたから、ガソリン代はその全額が政務活動  
と合理的関連性を有する。

25 イ 山本議員のインターネット利用料 (分類番号2の支出) について

山本議員は、妻との2人暮らしであり、友人ともインターネットを介し

た交流をしなかったため、インターネットの使用はほぼ議会関係の活動に限定されていたから、インターネット利用料はその全額が政務活動と合理的関連性を有する。

ウ 山本議員の事務所賃借料（分類番号5の支出）について

山本議員は、笠岡市議会棟に相談等が行える議員室がないため、自宅とは別の自己所有の建物を事務所として使用できるよう準備し、当時の議長に貸主と借主が同一になることを相談したところ、「お金の流れをきちんと整理しておけばよい。」と助言されたため、当該建物を事務所として使用し、賃料についての確定申告も行ってきた。このように、賃借料を政務活動費とすることにつき議長の同意を得たものであるから、このことを考慮すべきである。

(被告新笠栄会の主張)

ア 山本議員のテレビ受信料及びNHK受信料（分類番号6の支出）について

山本議員は、事務所に設置したテレビでは、ニュースや国会中継等の報道番組しか視聴しておらず、政務活動のための情報を得るための手段にすぎなかったから、テレビ受信料及びNHK受信料はその全額が政務活動と合理的関連性を有する。

イ 山本議員の分類番号1、2及び5の支出について

山本議員の分類番号1、2及び5の支出については、前記（被告親潮の主張）のAないしウと同様である。

(被告旧笠栄会の主張)

妹尾議員の事務所賃借料（分類番号9の支出）について

当該事務所で実際に政務活動が行われており、外見上も事務所の形態を有しており、政務に関するやりとりの連絡機能も備えているものであり、当時の議長の了解を得て、賃借料を政務活動費として適正に処理してきたもので

ある。

(被告新政みらいの主張)

天野議員の事務所賃借料(分類番号10の支出)について

前記(被告旧笠栄会の主張)と同様に、当時の議長の了解を得て、賃借料  
5 を政務活動費として適正に処理してきたものである。

(3) 争点3(権利濫用ないし信義則違反の有無)について

(被告旧笠栄会及び被告新政みらいの主張)

原告は、本件条例7条に基づいて提出された収支報告書等を審査し、不適  
正な支出があれば本件条例8条に基づいて返還を命じ、審査に通ったもの  
10のみ収支報告書に市長の決裁印が押される。そして、原告は、前年度の政務活  
動費の支出状況を一般会計歳入歳出決算の議案として、9月議会に上程する。

本件各支出を含む決算の議案は、いずれも9月議会に上程されて議決され  
ていたにもかかわらず、原告代表者市長は、令和2年8月18日及び同年9  
月4日付けで監査委員に監査の要求を行ったものである。

原告代表者市長は、野党である被告らに対して政治的圧力をかける目的で  
15 本件の請求を行っているものと考えられ、社会通念上妥当とされる範囲を逸  
脱し、正義・衡平の理念に反するから、権利濫用として許されず、あるいは  
信義則に違反して許されないというべきである。

(原告の主張)

原告代表者市長が、収支報告書等の提出時に本件条例8条に基づく返還請  
20 求を行わなかったことや、地方自治法233条3項に基づき本件各支出を含  
む決算を議会に上程したことは、本件各支出を適法とみなす効果を生じさせ  
るものではない。かえって、地方公共団体が、監査委員が違法な支出と認定  
した本件各支出について、理由もなく不当利得返還請求権を行使しないこと  
25 は許されない。本件の請求は権利濫用ないし信義則違反には該当しない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (被告らの当事者能力の有無) について

被告旧笠栄会及び被告新政みらいは、被告らが既に解散して現存しない会派であるから、当事者能力を有しない旨主張する。

前記前提事実のとおり、被告らは、いずれも既に解散した会派であることが認められるが、清算の目的の範囲内においてなお存続するものとみなされるから (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律207条の類推適用)、その範囲で当事者能力を有するものといえ、被告旧笠栄会及び被告新政みらいの主張は採用できない。

2 争点2 (本件各支出が使途基準に適合しないものであるか否か) について

(1) 判断枠組み

地方自治法100条14項ないし16項の規定による政務活動費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動(政務活動)の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する政務活動に必要な費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものであると解される(最高裁平成17年(行フ)第2号同年11月10日第一小法廷決定・民集59巻9号2503頁参照)。このような趣旨に鑑みれば、本件条例の別表(使途基準)で定められた費用は、議員の調査研究その他の活動(政務活動)のために必要な経費を定めたものというべきであるから、当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の上記活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないというべきである(最高裁平成22年(行ヒ)第42号同25年1月25日第二小法廷判決・裁判集民事243号11頁)。

また、地方公共団体の議会の議員が行う活動には、会派の政務活動と会派の政務活動以外の政治活動があり、両者が混在する活動があり得る(なお、本件条例5条及び使途基準は、政務活動費を「会派が行う」政務活動に要する経費以外のものに充てることはできない旨を規定しているが、ここにいう

会派が行う政務活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれを委ね、又は所属議員による政務活動を会派のためのもので承認する方法によって行うものも含まれると解される（最高裁平成19年（行ヒ）第170号同21年7月7日第三小法廷判決・裁判集民事231号183頁参照）。）。そのような場合に使用された費用については、それぞれの活動の比率が判明する場合にはその比率で按分し政務活動に使用された額の限りで、両活動の比率が判明しない場合には原則として2分の1の割合で按分した限りで、それぞれ会派の政務活動と関連性があると解すべきである。その余の場合については、条理に従い社会通念に従った相当な割合をもって按分した限りで、会派の政務活動と関連性があると解すべきである。

このように地方自治法及び本件条例が政務活動費の用途を限定していることからすれば、当該年度において交付を受けた政務活動費のうち、上記用途に適合した支出に充てなかった残余がある場合には、当該残額はこれを保持する法律上の原因を欠くものとして、不当利得として返還されるべきこととなる。

## (2) 被告親潮（別紙1及び3）について

### ア 山本議員のガソリン代（分類番号1）について

(ア) ①分類番号1の費用は被告親潮に所属する山本議員が使用したガソリン代であり、その2分の1ないし全額を広聴費又は広報費として政務活動費から支出したこと、②別紙1のガソリン代のうち5万0181円分及び別紙3のガソリン代のうち9038円分（以下、これらを併せて「自家用車給油代1」という。）については、車両のタンク容量を超える給油が行われており、本件監査手続において、山本議員は、他の自家用車に給油した際の領収書が紛れ込んだものと考えられる旨申し立てたことが認められる（甲3）。

自家用車給油代1については、山本議員も本件監査手続における上記中立で認めていたとおり、私用のための自家用車に用いられたものと認められるから、政務活動との合理的関連性を欠くことが明らかである。

次に、各ガソリン代のうち自家用車給油代1を除いた部分について検討すると、議員は、外部での住民からの市政及び会派の活動に対する要望や意見の聴取、住民への市政報告等を行うために自動車を利用する必要性があると考えられる一方で、通常、自動車は政務活動以外の活動にも利用されていると考えられることから、自動車の利用のためのガソリン代は、2分の1の割合で按分した額の限度で政務活動との合理的関連性を有するもの解するのが相当である。

したがって、各ガソリン代から自家用車給油代1を除いた額のうち2分の1の割合で按分した額を超える部分の支出は、政務活動との合理的関連性を欠くものといえる。

(イ) これに対し、被告親潮は、山本議員は、議員活動で使用する車両とは別の車両を所有しており、分類番号1のガソリン代に係る車両は、専ら政務活動のための移動や、交通量、工事規制、イベント等による車や人の状況について常に観察するなどの政務活動のために使用していたから、ガソリン代はその全額が政務活動と合理的関連性を有する旨主張する。

しかしながら、上記主張を裏付け得る証拠は山本議員が、その生前、事後的に弁護士に宛てて送ったとされる手紙（乙AC1、以下「本件手紙」という。）のみであり、その内容は、要するに、いかなる目的で走行していても、道路監視等を行いながら走行しているから、政務活動に関連しているなどと独自の見解を述べるものにすぎず、採用の限りでない。加えて、山本議員は、本件監査手続において、ガソリン代を含む日常活動費の計上割合の根拠について尋ねられた際、「費用の多くは政務

活動に利用している。」などの抽象的な説明を行ったにすぎず、具体的根拠の説明や証拠提出等が行われなかったと窺われること（甲3）にも鑑みれば、被告親潮の上記主張は採用できない。

イ 山本議員のインターネット利用料（分類番号2）について

5 (ア) 分類番号2の費用は被告親潮に所属する山本議員が使用したインターネットの利用料であり、その4分の3を資料購入費として政務活動費から支出したことが認められる（甲3）。

インターネットの利用は、政務活動をする際に必要なインフラであると考えられる一方で、一般に幅広い目的に使用されるインターネットの性質上、議員の私用や議員活動そのものにも併用されるのが通常である。10 ことから、2分の1の割合で按分した額を超える部分の支出は、政務活動との合理的関連性を欠くものといえる。

(イ) これに対し、被告親潮は、山本議員は、妻との2人暮らしであり、友人ともインターネットを介した交流をしなかったため、インターネットの使用はほぼ議会関係の活動に限定されていたから、インターネット利用料はその全額が政務活動と合理的関連性を有する旨主張する。15

しかしながら、上記主張を裏付け得る証拠は本件手紙のみであり、その記載によれば、高齢者2人の世帯でパソコンを使用し、インターネットを利用していることが窺われるところ（乙AC1）、高齢者世帯であったとしても、インターネットの利用が可能である以上、自宅のパソコンのインターネットを政務活動以外の私用等にも相当程度利用していたものと推認するのが合理的であり、その4分の3が政務活動に使用されていたとの反証を認めるに足る具体的根拠があるとはいえない。したがって、被告親潮の上記主張は採用できない。20

ウ 山本議員の事務所賃借料（分類番号5）について

25 (ア) 前記前提事実のとおり、運用指針において、自己所有物件について賃



5  
10  
借料を事務所費として支出することはできない旨規定されている。運用指針は、法令とは異なり、当然に法的拘束力を有するものではないものの、使途基準を具体化するものとして笠岡市議会で定められたものである。また、上記自己所有物件に係る規定は、賃借料の発生に疑義が生じうることや、議員が自己契約による賃料という形で政務活動費を取得して経済的利益を得るのは政務活動費の使途として適切ではないと考えられることなどに基づくものと解され、政務活動費の使途の透明性を確保しようとする地方自治法及び本件条例の趣旨に鑑みて合理性を有するものといえる。したがって、自己所有物件の賃借料については、特段の事情のない限り、使途基準の定める「会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」には当たらないものと解するのが相当である。

15  
20  
本件についてみると、①分類番号5の費用は、被告親潮に所属する山本議員が所有する物件（以下「山本事務所」という。）の賃借料であり、その全額を事務所費として政務活動費から支出したこと、②山本事務所は、山本議員の自宅の隣地にある鉄骨プレハブの平屋（未登記）であり、「山本俊明連絡所」の看板、事務机、書類棚、応接セット、簡易な台所等があり、敷地の登記名義は山本議員となっていること、③山本事務所の賃貸借契約上の名義人は山本商会とされており、山本商会は法人格を有さず、山本議員が代表を務めており、近年はほぼ稼働していないことが認められる（甲3）。

これらによれば、山本事務所は山本議員の自己所有物件であり、上記特段の事情も窺われないから、「会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」には当たらず、使途基準に適合しないものと解するのが相当である。

25  
(イ) これに対し、被告親潮は、山本議員は、当時の議長に貸主と借主が同一になることを相談したところ、「お金の流れをきちんと整理しておけ

ばよい。」と助言されて、賃借料を政務活動費とすることにつき議長の同意を得たことを考慮すべきである旨主張する。

しかしながら、政務活動費は、本件条例5条により、使途基準に適合する経費にのみ充てることができることとされているものであって、議長は使途基準への適合の有無を決定する権限を有するものではなく、議長の同意により、使途基準に適合しないものであっても適法な支出となるなどとする法令上の根拠はないから、仮に議長の同意があつたとしても、支出の違法性の有無を左右するものとはいえず、被告親潮の主張は採用できない。

エ その余の支出（分類番号3及び4）について

分類番号3及び4の支出については、別紙1の「査定理由」欄の原告の主張に対し、被告親潮は、政務活動との関連性や按分割合の合理性等について何ら主張、反証を行わない。したがって、原告主張のとおり、分類番号3の人件費についてはその全額につき、分類番号4の灯油代についてはその2分の1の割合で按分した額を超える部分につき、いずれも政務活動との合理的関連性を欠くものといえる。

オ 小括

以上によれば、被告親潮の支出については、別紙1及び3の「不適正額」欄記載の金額の支出は使途基準に適合しないものと認められ、その結果、被告親潮は、別紙1及び3の「収入」の項の「会派合計額」欄記載の収入合計額から、「適正額」欄の「合計」欄記載の適正支出の合計額を控除した金額、すなわち「差引(収入－支出)」の項の「適正額」欄記載の金額につき、原告に返還すべき義務を負う。したがって、原告は、被告親潮に対し、不当利得返還請求権に基づき、18万5700円（別紙1）及び2万4245円（別紙3）の合計額である20万9945円を請求することができる。

(3) 被告旧笠栄会（別紙2及び4）について

ア 妹尾議員の事務所賃借料（分類番号9）について

5 (ア) 前記前提事実のとおり、運用指針において、名義にかかわらず、自宅  
の場合は賃借料を事務所費として支出することはできない旨規定されて  
いる。前記(2)ウと同様に、上記規定は、法令ではないものの、賃借料の  
発生に疑義が生じることや、政務活動費を議員の自宅の賃料の支払に  
10 充てるのは政務活動費の用途として適切ではないと考えられることなど  
に基づくものと解され、政務活動費の用途の透明性を確保しようとする  
地方自治法及び本件条例の趣旨に鑑みて合理性を有するものといえる。  
したがって、自宅の賃借料については、特段の事情のない限り、用途基  
準の定める「会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経  
費」には当たらないものと解するのが相当である。

15 本件についてみると、①分類番号9の費用は、被告旧笠栄会に所属す  
る妹尾議員が使用する物件（以下「妹尾事務所」という。）の賃借料で  
あり、その全額を事務所費として政務活動費から支出したこと、②妹尾  
事務所のある建物は、木造2階建ての民家であり、1階が事務所及び生  
活用空間、2階が生活用居室となっていることが認められる（甲3）。

20 妹尾議員は、本件監査手続において、自宅は離島にある家であって、  
妹尾事務所は自宅には当たらない旨申し立てたことが認められるが、同  
時に、時間的制約から離島にはたまにしか帰らない旨申し立てているこ  
とからすれば（甲3）、生活の本拠は妹尾事務所のある建物であると認  
められる。そうすると、妹尾事務所は自宅に当たり、上記特段の事情も  
窺われないから、「会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要  
する経費」には該当せず、用途基準に適合しないものと解するのが相当  
25 である。

(イ) これに対し、被告旧笠栄会は、当該事務所で実際に政務活動が行われ

ており、外見上も事務所の形態を有しており、政務に関するやりとりの連絡機能も備えているものであり、当時の議長の了解を得て、賃借料を政務活動費として適正に処理してきたものである旨主張する。

しかしながら、仮にそうであったとしても、妹尾事務所が自宅に当たることを排除できない上に、前記(2)ウで説示したとおり、仮に議長の了解があったとしても、支出の違法性の有無を左右するものとはいえず、被告旧笠栄会の主張は採用できない。

#### イ 小括

以上によれば、被告旧笠栄会の支出については、別紙2及び4の「不適正額」欄記載の金額の支出は使途基準に適合しないものと認められ、その結果、被告旧笠栄会は、別紙2及び4の「収入」の項の「会派合計額」欄記載の収入合計額から、「適正額」欄の「合計」欄記載の適正支出の合計額を控除した金額、すなわち「差引(収入－支出)」の項の「適正額」欄記載の金額につき、原告に返還すべき義務を負う。したがって、原告は、被告旧笠栄会に対し、不当利得返還請求権に基づき、31万1022円(別紙2)及び2万5389円(別紙4)の合計額である33万6411円を請求することができる。

#### (4) 被告新笠栄会(別紙5、6及び8)について

##### ア 山本議員のテレビ受信料及びNHK受信料(分類番号6)について

(ア) 分類番号6の費用は被告新笠栄会に所属する山本議員が利用したテレビ受信料(乙AC1の5頁に「ユメネット」、「笠岡放送」との記載があることからすれば、ケーブルテレビ「ゆめネット 笠岡放送」の利用料であると考えられる。)及びNHK受信料であり、その全額を調査研究費ないし資料購入費として政務活動費から支出したことが認められる(甲3)。

議員が政務活動を行うに当たっては幅広い知見が必要であり、ケーブ

ルテレビやNHKを受信・視聴し、県内外のニュース等に関する情報を収集することは、市政の課題や市民の意思を把握することに資するものと考えられる。他方で、一般に、ケーブルテレビやNHKにおいては、娯楽番組等を含む多種多様な番組が放送されており、通常、政務活動に関連しない番組も視聴されていると考えられるから、2分の1の割合で按分した額を超える部分の支出は、政務活動との合理的関連性を欠くものといえる。

(イ) これに対し、山本議員は、事務所に設置したテレビでは、ニュースや国会中継等の報道番組しか視聴しておらず、政務活動のための情報を得るための手段にすぎなかったから、テレビ受信料及びNHK受信料はその全額が政務活動と合理的関連性を有する旨主張する。

しかしながら、上記主張を裏付け得る証拠は本件手紙のみであり、そこには、各時間帯において視聴していたとするニュース番組や国会中継等の一例が記載されているものの、番組のタイトルを記載する程度の簡潔なもので、具体的な使用実態は明らかでない。また、①常に、政務活動に関連するニュース番組や国会中継等のみを視聴し、これと異なる番組が開始する度にチャンネルを変え、あるいはテレビを消すなどという視聴方法はやや不自然であること、②山本議員は、本件監査手続において、テレビ受信料及びNHK受信料を含む日常活動費の計上割合の根拠について尋ねられた際、「費用の多くは政務活動に利用している。」などの抽象的な説明を行ったにすぎず、具体的根拠の説明や証拠提出等が行われなかったと窺われること（甲3）にも鑑みれば、被告新笠栄会の主張は採用できない。

イ 山本議員のガソリン代（分類番号1）について

分類番号1のガソリン代については、前記(2)アと同様に、別紙5のガソリン代のうち5万2578円分、別紙6のガソリン代のうち5万7823

円分及び別紙8のガソリン代のうち3万4449円分（以下、これらを併せて「自家用車給油代2」という。）については、私用のための自家用車に用いられたものと認められるから（甲3）、政務活動との合理的関連性を欠くものといえ、分類番号1の各ガソリン代から自家用車給油代2を除いた額のうち2分の1の割合で按分した額を超える部分の支出は、政務活動との合理的関連性を欠くものといえる。

ウ 山本議員のインターネット利用料（分類番号2）について

分類番号2の山本議員のインターネット利用料については、前記(2)イで説示したとおり、2分の1の割合で按分した額を超える部分の支出は、政務活動との合理的関連性を欠くものといえる。

エ 山本議員の事務所賃借料（分類番号5）について

分類番号5の山本事務所の賃借料については、前記(2)ウで説示したとおり、山本議員の自己所有物件であるから、「会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」には当たらず、使途基準に適合しないものと解するのが相当である。

オ 妹尾議員の事務所賃借料（分類番号9）について

分類番号9の妹尾事務所の賃借料については、前記(3)アで説示したとおり、妹尾議員の自宅に当たるから、「会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」には該当せず、使途基準に適合しないものと解するのが相当である。

カ その余の支出（分類番号4、7及び8）について

分類番号4、7及び8の支出については、別紙5、6及び8の「査定理由」欄の原告の主張に対し、被告新笠栄会は、政務活動との関連性や按分割合の合理性等について何ら主張、反証を行わない。したがって、原告主張のとおり、分類番号4の灯油代並びに分類番号8の携帯電話料、ゆめふぉん通話料、電話設備保守契約代及び固定電話料についてはその2分の1

の割合で按分した額を超える部分が、分類番号7の地球儀購入費についてはその全額が、いずれも政務活動との合理的関連性を欠くものといえる。

キ 小括

以上によれば、被告新笠栄会の支出については、別紙5、6及び8の「不適正額」欄記載の金額の支出は使途基準に適合しないものと認められ、その結果、被告新笠栄会は、別紙5、6及び8の「収入」の項の「会派合計額」欄記載の収入合計額から、「適正額」欄の「合計」欄記載の適正支出の合計額を控除した金額、すなわち「差引(収入－支出)」の項の「適正額」欄記載の金額につき、原告に返還すべき義務を負う。したがって、原告は、被告新笠栄会に対し、不当利得返還請求権に基づき、59万0886円(別紙5)、60万1450円(別紙6)及び61万7726円(別紙8)の合計額である181万0062円を請求することができる。

(5) 被告新政みらい(別紙7)について

ア 天野議員の事務所賃借料(分類番号10)について

(ア) 前記前提事実のとおり、運用指針において、2親等以内の親族(配偶者を含む)が所有する物件について賃借料を事務所費として支出することはできない旨規定されており、前記(2)ウと同様に、上記規定は、法令ではないものの、賃借料の発生に疑義が生じることや、政務活動費を議員の2親等以内の親族への賃料の支払に充てるのは政務活動費の使途として適切ではないと考えられることなどに基づくものと解され、政務活動費の使途の透明性を確保しようとする地方自治法及び本件条例の趣旨に鑑みて合理性を有するものといえる。したがって、2親等以内の親族が所有する物件の賃借料については、特段の事情のない限り、使途基準の定める「会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」には当たらないものと解するのが相当である。

本件についてみると、①分類番号10の費用は、被告新政みらいに所

属する天野議員が使用する物件（以下「天野事務所」という。）の賃借料であり、その一部を事務所費として政務活動費から支出したこと、②天野事務所は、鉄骨造3階建て建物の3階部分の一室であること、③天野事務所は、天野議員の妹の夫（2親等の姻族）が所有しており、同人から「新政みらい代表者天野喜一郎」名義で賃借していたことが認められる（甲3）。

これらによれば、天野事務所は天野議員の2親等以内の親族が所有する物件であり、上記特段の事情も窺われないから、「会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」には当たらず、使途基準に適合しないものと解するのが相当である。

(イ) これに対し、被告新政みらいは、当該事務所で実際に政務活動が行われており、外見上も事務所の形態を有しており、政務に関するやりとりの連絡機能も備えているものであり、当時の議長の了解を得て、賃借料を政務活動費として適正に処理してきたものである旨主張する。

しかしながら、前記(2)ウで説示したとおり、仮に議長の了解があったとしても、支出の違法性の有無を左右するものとはいえず、被告新政みらいの主張は採用できない。

#### イ. 小括

以上によれば、被告新政みらいの支出については、別紙7の「不適正額」欄記載の金額の支出は使途基準に適合しないものと認められ、その結果、被告新政みらいは、別紙7の「収入」の項の「会派合計額」欄記載の収入合計額から、「適正額」欄の「合計」欄記載の適正支出の合計額を控除した金額、すなわち「差引(収入－支出)」の項の「適正額」欄記載の金額につき、原告に返還すべき義務を負う。したがって、原告は、被告新政みらいに対し、不当利得返還請求権に基づき、26万0269円（別紙7）から前記前提事実のとおり平成30年度の収支報告の際に既に返還済みの2



万0269円を控除した24万円を請求することができる。

### 3 争点3（権利濫用ないし信義則違反の有無）について

被告旧笠栄会及び被告新政みらいは、本件各支出を含む決算の議案は、いずれも9月議会に上程されて議決されていたにもかかわらず、原告代表者市長は、令和2年8月18日及び同年9月4日付けで監査委員に監査の要求を行ったものであり、原告代表者市長は、野党である被告らに対して政治的圧力をかける目的で本件の請求を行っているものと考えられ、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱し、正義・衡平の理念に反するから、権利濫用として許されず、あるいは信義則に違反して許されない旨主張する。

しかしながら、決算が議会で認定されたとしても（地方自治法233条）、当該決算に含まれる支出の違法性が治癒されて適法なものとなるものではなく、そのような支出について地方公共団体の長が監査の要求を行うことも地方自治法199条6項において想定されているといえる。そして、地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条1項、2項、地方自治法施行令171条から同条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり、免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないと解すべきであるから（最高裁判所平成12年（行ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）、原告代表者市長が、監査結果に基づいて本件の請求を行ったことは、権利濫用ないし信義則違反に該当するとはいえず、被告旧笠栄会及び被告新政みらいの主張は採用できない。

## 第4 結論

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第1民事部



裁判長裁判官 奥 野 寿 則

5

裁判官 玉 野 勝 則

10

裁判官 大 島 眞 美



## 別紙1

対象年度：平成27年度 対象会派：親潮 代表者：山本俊明

	分類番号	議員名	費目等	会派合計額	内訳	内訳充当額	査定理由	適正額	不適正額
収入		山本俊明	政務活動費	540,000				540,000	
支出			調査研究費	0		0		0	0
		山本俊明	研修費	80,539		80,539		80,539	0
		山本俊明	広報費	41,494		41,494		41,494	0
	1	山本俊明	広聴費	97,471	ガンリン代	97,471	97,471円のうち私的使用額50,181円を除いた47,290円の1/2の23,645円が適当	23,645	-73,826
			要請・陳情活動費	0		0		0	0
			会議費	0		0		0	0
		山本俊明	資料作成費	64,602		64,602		64,602	0
	2	山本俊明	資料購入費	125,414	インターネット利用料	28,350	37,800円の3/4の28,350円を計上しているが1/2の18,900円が適当	18,900	9,450
					その他	97,064		97,064	
	3	山本俊明	人件費	10,000	人件費	10,000	平成27年度政治団体収支報告書代行料は政治団体に関する費用であり不適当	0	10,000
	4	山本俊明	事務所費	286,412	灯油代	25,068	33,423円の3/4の25,068円を計上しているが1/2の16,712円が適当	16,712	8,356
	5	山本俊明			山本議員賃借料	250,000	自己所有物件のため不適当	0	250,000
		山本俊明			その他	11,344		11,344	0
		合計			705,932		705,932	354,300	351,632
差引 (収入- 支出)				-165,932				185,700	

別紙2

対象年度：平成27年度 対象会派：旧笠柴会 代表者：妹尾博之

	分類番号	議員名	費目等	会派合計額	内訳	内訳充当額	査定理由	適正額	不適正額
収入		妹尾博之	政務活動費	540,000				540,000	
支出		妹尾博之	調査研究費	191,862		191,862		191,862	0
			研修費	0		0		0	0
			広報費	0		0		0	0
			広聴費	0		0		0	0
			要請・陳情活動費	0		0		0	0
			会誌費	0		0		0	0
			資料作成費	0		0		0	0
		妹尾博之	資料購入費	37,116		37,116		37,116	0
			人件費	0		0		0	0
	9	妹尾博之	事務所費	600,000	妹尾議員賃借料	600,000	生活の本拠である自宅に該当すること及び1親等親族が所有する物件であるため不適当	0	600,000
	合計			828,978		828,978		228,978	600,000
差引 (収入-支出)				-288,978				311,022	

別紙3

対象年度：平成28年度4月分 対象会派：親潮 代表者：山本俊明

	分類番号	議員名	費目等	会派合計額	内訳	内訳充当額	査定理由	適正額	不適正額
収入		山本俊明	政務活動費	45,000				45,000	
支出			調査研究費	0				0	0
		山本俊明	研修費	8,227				8,227	0
	1	山本俊明	広報費	6,018	ガソリン代	6,018	12,036円の1/2の6,018円を計上しているが私的使用額9,038円を除いた2,998円の1/2の1,499円が適当	1,499	4,519
			広聴費	0				0	0
			要請・陳情活動費	0				0	0
			会議費	0				0	0
			資料作成費	0				0	0
	2	山本俊明	資料購入費	11,974	インターネット利用料	2,835	3,780円の3/4の2,835円を計上しているが1/2の1,890円が適当	1,890	945
		山本俊明			その他	9,139		9,139	0
			人件費	0				0	0
	5	山本俊明	事務所費	25,000	山本議員賃借料	25,000	自己所有物件のため不適当	0	25,000
		合計		51,219				20,755	30,464
差引 (収入－ 支出)				-6,219				24,245	

別紙4

対象年度：平成28年度4月分 対象会派：旧笠栄会 代表者：妹尾博之

	分類番号	議員名	費目等	会派合計額	内訳	内訳充当額	査定理由	適正額	不適正額
収入		妹尾博之	政務活動費	45,000				45,000	
支出		妹尾博之	調査研究費	16,518				16,518	0
			研修費	0				0	0
			広報費	0				0	0
			広報費	0				0	0
			要請・陳情活動費	0				0	0
			会議費	0				0	0
			資料作成費	0				0	0
		妹尾博之	資料購入費	3,093				3,093	0
			人件費	0				0	0
	9	妹尾博之	事務所費	50,000	妹尾議員賃借料	50,000	生活の本拠である自宅に該当すること及び1親等親族が所有する物件であるため不適当	0	50,000
			合計	69,611				19,611	50,000
差引 (収入- 支出)				-24,611				25,389	

別紙5

対象年度：平成28年度（4月を除く） 対象会派：新笠栄会 代表者：亡山本俊明

	分類番号	議員名	費目等	会派合計額	内訳	内訳充当額	査定理由	適正額	不適正額
収入		山本俊明 妹尾博之 奥野幸久	政務活動費	1,485,000				1,485,000	
支出	1	山本俊明	調査研究費	422,614	山本議員 ガソリン代	80,363	89,292円の9/10を計上しているが私的利用額52,578円を除いた36,714円の1/2の18,357円が適当	18,357	62,006
	6	山本俊明			山本議員 テレビ受信	17,496	17,496円を全額計上しているが1/2の8,748円が適当	8,748	8,748
	6	山本俊明			山本議員 NHK受信料	21,010	21,010円を全額計上しているが1/2の10,505円が適当	10,505	10,505
	2	山本俊明			山本議員 インターネット利用料	41,580	41,580円を全額計上しているが1/2の20,790円が適当	20,790	20,790
		山本俊明 妹尾博之			その他	262,165		262,165	0
			研修費	0			0	0	
		山本俊明	広報費	34,008			34,008	0	
		奥野幸久	広聴費	197,950			197,950	0	
			要請・陳情活動費	0			0	0	
			会議費	0			0	0	
		山本俊明	資料作成費	28,888			28,888	0	
	7	山本俊明	資料購入費	213,805	山本議員 地球儀購入費	36,720	市議会議員としての政務活動に直接必要としない物品の購入費であり不適当	0	36,720
		山本俊明 妹尾博之 奥野幸久			その他	177,085		177,085	0
			人件費	0			0	0	
	5	山本俊明	事務所費	960,618	山本議員賃借料	275,000	自己所有物件のため不適当	0	275,000
	9	妹尾博之			妹尾議員賃借料	550,000	生活の本拠である自宅に該当すること及び1親等親族が所有する物件であるため不適当	0	550,000
	山本俊明 奥野幸久	その他			135,618		135,618	0	
		合計		1,857,883			894,114	963,769	
差引 (収入－支出)				-372,883				590,886	

別紙6

対象年度：平成29年度 対象会派：新進奉会 代表者：山本俊明

	分類番号	議員名	費目等	会派合計額	内訳	内訳充当額	査定理由	適正額	不適正額
収入		山本俊明 妹尾博之 奥野泰久	政務活動費	1,620,000				1,620,000	
支出		山本俊明 妹尾博之	調査研究費	298,637				298,637	0
		山本俊明	研修費	11,660				11,660	0
	8	山本俊明	広報費	135,175	山本議員 携帯電話料	85,480	106,850円の4/5を計上しているが1/2の53,425円が適当	53,425	32,055
		山本俊明			その他	49,695		49,695	0
	1	山本俊明	広報費	283,431	山本議員 ガソリン代	88,362	110,452円の8/10を計上しているが私的使用額57,823円を除いた52,629円の1/2の26,315円が適当	26,315	62,047
		奥野泰久			その他	195,069		195,069	0
			要請・陳情活動費	0				0	0
			会費	0				0	0
		山本俊明 奥野泰久	資料作成費	109,108				109,108	0
	6	山本俊明	資料購入費	278,145	山本議員 テレビ受信	23,328	23,328円を全額計上しているが1/2の11,664円が適当	11,664	11,664
	5	山本俊明			山本議員 NHK受信料	22,920	22,920円を全額計上しているが1/2の11,460円が適当	11,460	11,460
	2	山本俊明			山本議員 インターネット利用料	45,360	45,360円を全額計上しているが1/2の22,680円が適当	22,680	22,680
	8	山本俊明			山本議員 ゆめふぉん通話料	26,075	26,075円を全額計上しているが1/2の13,038円が適当	13,038	13,037
		山本俊明 妹尾博之 奥野泰久			その他	160,462		160,462	0
			人件費	0				0	0
	5	山本俊明	事務所費	675,337	山本議員賃借料	300,000	自己所有物件のため不適当	0	300,000
8	山本俊明	山本議員 電話設備保守契約			40,000	40,000円を全額計上しているが1/2の20,000円が適当	20,000	20,000	
9	妹尾博之	妹尾議員賃借料			300,000	生活の本拠である自宅に該当すること及び1親等親族が所有する物件であるため不適当	0	300,000	
	山本俊明 妹尾博之	その他			35,337		35,337		
		合計		1,791,493			1,018,550	772,943	
差引 (収入-支出)				-171,493				601,450	



別紙7

対象年度：平成30年度 対象会派：新政みらい 代表者：天野喜一郎

	分類番号	議員名	費目等	会派合計額	内訳	内訳充当額	査定理由	適正額	不適正額
収入		天野喜一郎 大月隆司 大本益之 田口忠義	政務活動費	2,160,000				2,160,000	
支出		天野喜一郎 大月隆司 大本益之 田口忠義 会派共通	調査研究費	1,299,753				1,299,753	0
		会派共通	研修費	76,648				76,648	0
		大本益之	広報費	940				940	0
			広報費	0				0	0
			要請・陳情活動費	0				0	0
		会派共通	会議費	69,664				69,664	0
		大月隆司 大本益之	資料作成費	137,503				137,503	0
		天野喜一郎 大月隆司 大本益之 田口忠義	資料購入費	315,223				315,223	0
			人件費	0				0	0
		10	天野喜一郎	事務所費	240,000	天野議員賃借料	240,000	2親等親族が所有する物件であるため不適当	0
		合計		2,139,731				1,899,731	240,000
差引 (収入-支出)				20,269				260,269	

別紙 8

対象年度：平成30年度 対象会派：新笠栄会 代表者：山本俊明

	分類番号	議員名	費目等	会派合計額	内訳	内訳充当額	査定理由	適正額	不適正額
収入		山本俊明 妹尾博之 奥野泰久	政務活動費	1,620,000				1,620,000	
支出		山本俊明 妹尾博之	調査研究費	293,934				293,934	0
			研修費	0				0	0
	8	山本俊明	広報費	146,138	山本議員 携帯電話料	88,669	110,836円の4/5を計上しているが1/2の55,418円が適当	55,418	33,251
	8	山本俊明			山本議員 固定電話料	25,189	31,487円の4/5を計上しているが1/2の15,743円が適当	15,743	9,446
		山本俊明			その他	32,280		32,280	0
	1	山本俊明 奥野泰久	広聴費	322,306	山本議員 ガソリン代	93,493	103,881円の9/10を計上しているが私的使用額34,449円を除いた69,432円の1/2の34,716円が適当	34,716	58,777
					その他	228,813		228,813	0
			要請・陳情活動費	0				0	0
			会議費	0				0	0
		山本俊明 奥野泰久	資料作成費	70,884				70,884	0
	6	山本俊明	資料購入費	318,860	山本議員 テレビ受信	23,328	23,328円を全額計上しているが1/2の11,664円が適当	11,664	11,664
	6	山本俊明			山本議員 NHK受信料	22,920	22,920円を全額計上しているが1/2の11,460円が適当	11,460	11,460
	2	山本俊明			山本議員 インターネット利用料	45,360	45,360円を全額計上しているが1/2の22,680円が適当	22,680	22,680
	8	山本俊明			山本議員 ゆめふゆん通話料	26,145	26,145円を全額計上しているが1/2の13,072円が適当	13,072	13,073
		山本俊明 妹尾博之 奥野泰久			その他	201,107		201,107	0
			人件費	0				0	0
	5	山本俊明	事務所費	616,805	山本議員賃借料	300,000	自己所有物件のため不適当	0	300,000
4	山本俊明	山本議員 灯油代			16,805	21,006円を全額計上しているが1/2の10,503円が適当	10,503	6,302	
9	妹尾博之	妹尾議員賃借料			300,000	生活の本拠である自宅に該当すること及び1親等親族が所有する物件であるため不適当	0	300,000	
		合計	1,768,927				1,002,274	766,653	
集引 (収入- 支出)				-148,927				617,726	

これは正本である。

令和4年11月22日

岡山地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 北川 生

